東広島市

不動産事業者・ 大家さんのための

居住支援ガイドブック

令和7年10月発行

東広島市居住支援協議会



はじめに

住まいは、安心して暮らすための大切な基盤です。

近年、少子高齢化や社会的な変化により、高齢者、障がいのある方、子育て世帯、外国籍の方など、住宅の確保に配慮が必要な方々(住宅確保要配慮者)の増加が見込まれています。このような状況の中で、住宅確保要配慮者の方々が住まい探しに不安を感じることなく、安心して暮らせる環境づくりが求められています。

一方で、住まいを提供する大家さんや不動産事業者の皆さまにとって、所有・管理されている賃貸住宅は大切な資産であり、住宅確保要配慮者の方々の入居に対してご不安やご心配をお持ちの方もいらっしゃることと思います。

こうしたお気持ちに寄り添い、皆さまのご不安やご心配を取り除くことで、皆さまと住宅確保要配慮者の双方にとってより良い関係が築けるよう、東広島市では「東広島市居住支援協議会」を設立し、地域の関係機関が連携した支援体制の構築に取り組んでいます。

このガイドブックは、大家さんや不動産事業者の皆さまに、住宅確保要配慮者の入居に安心して ご協力いただけるよう、生活を支える制度や相談窓口、居住支援法人などの情報をわかりやすくま とめたものです。

この一冊が、地域の皆さまの理解と協力を深めるきっかけとなり、誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながることを願っています。

目次

1	それぞれの心配ごとの課題と	対応	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(1) 家賃の支払いに関する心	記・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(2) 入居者の日頃と違う様子だ	が心	酒	•	•		•	•		•	•		•		•	•			•	•	4
	(3)住宅のバリアフリー改修だ	が必	要	•	•		•	•		•	•		•		•	•			•	•	6
	(4) 入居者と連絡がとりたい			•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•		•	•		7
	(5) 外国人の受け入れ・・・			•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•		•	•		8
2	住宅確保要配慮者に関する主力	は相	談	窓	П	•	•			•	•	•	•	•	•	•		•	•		9
	福祉関連・・・・・・・			•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•		•	•		9
	公営住宅・・・・・・・			•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•		•	•		15
	その他 市への相談窓口・		•	•	•	•	•	•		•			•		•	•			•	•	16
	不動産関係団体・・・・・			•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•		•	•		18
	居住支援法人・団体・・・			•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•		•	•		19
3	東広島市居住支援協議会につい	۸٦,	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•		•	• [24
<	参考> 相談窓口等 索引・・・															•	•				25

- 1 それぞれの心配ごとの課題と対応策
 - (1) 家賃の支払いに関する心配

事例①:入居者が病気により長期間入院し、収入がなくなってしまいました。

困りごと:突然の病気による長期入院により、家賃の支払いが滞ってしまいました。

対応策:家主が不動産会社に相談し、家賃の支払い猶予について調整を行いました。

⇒詳しくは<日本賃貸住宅管理協会>賃貸物件の管理委託相談 (P18)

また、対象となる入居者は以下の制度の活用が可能です。

・高齢の方や障がい等により判断能力が十分でない方につきましては、

<u>金銭管理サービス</u>を利用することで、家賃の支払いを含む生活費の管理を支援することが可能です。

⇒詳しくは<障がい福祉課/社会福祉協議会 権利擁護センター>成年後見制度 (P15) <社会福祉協議会 権利擁護センター>福祉サービス 利用援助事業「かけはし」(P15) <NPO 法人 CLEAR>法人後見事業 (P23)

・生活保護を受給されている方につきましては、<u>代理納付制度</u>を活用することで、市から家 主へ直接家賃を支払うことができます。

⇒詳しくは<市生活福祉課>生活保護(P11)

事例②:入居者が仕事を辞めたことで収入がなくなり、家賃の支払いに不安を感じておられます。

困りごと:働いていた入居者が会社都合により離職し、次の仕事が見つかるまでの間、家賃の支払いが 困難な状況となりました。

対応策:入居者が市の生活支援センターにて、住居確保給付金の申請支援を行いました。

⇒詳しくはく生活支援センター>住居確保給付金(P10)

家主が不動産会社と連携し、一時的な家賃の支払い猶予について検討されました。

⇒詳しくは<日本賃貸住宅管理協会>賃貸物件の管理委託相談(P18)

事例③:生活保護を受けている入居者が、家賃の支払いを忘れてしまうことがあります。

困りごと: 生活保護を受給されている入居者が、家賃の支払いを失念されることがあります。

対応策:入居者からの申し出により、市の生活福祉課が実施している代理納付制度を活用し、市が 家主へ直接家賃を支払う体制へ変更しました。

⇒詳しくは<市生活福祉課>生活保護 (P11)

事例④:高齢の入居者が認知症を患い、家賃の支払い管理が困難になりました。

困りごと: 認知症の進行により、入居者が家賃の支払いを忘れるようになりました。

対応策:社会福祉協議会 権利擁護センターへ相談し、成年後見制度や金銭管理サービスの利用につい

て検討しました。

⇒詳しくは<障がい福祉課/社会福祉協議会 権利擁護センター> 成年後見制度 (P15) <社会福祉協議会 権利擁護センター> 福祉サービス 利用援助事業「かけはし」(P15) <NPO 法人 CLEAR> 法人後見事業 (P23)

家主が不動産会社に管理を委託することで、家賃の支払い状況を把握しやすくなりました。 ⇒詳しくはく日本賃貸住宅管理協会>賃貸物件の管理委託相談(P18)

事例⑤:外国籍の入居者が、家賃の支払い方法を十分に理解できておらず、対応に不安を感じます。

困りごと:外国籍の入居者が支払い方法に不慣れで、家賃の支払いが遅れることがあります。

対応策:家賃の口座引落(自動送金)を利用することで、支払いの手間を軽減しました。

多言語翻訳アプリを活用し、契約内容や支払い方法について、入居者にわかりやすく説明を 行いました。

⇒詳しくは、外国人市民のための生活情報(多言語ホームページ) (P16)

事例⑥:精神疾患を抱える入居者が、家賃の支払いに不安を感じています。

困りごと:精神疾患の影響により、入居者が月によって家賃の支払いが遅れることが あります。

対応策:支援者(相談支援専門員等)と連携し、<u>金銭管理サービス</u>の利用について 検討しました。

> ⇒詳しくは<障がい福祉課/社会福祉協議会 権利擁護センター>成年後見制度(P15) <社会福祉協議会 権利擁護センター>福祉サービス 利用援助事業「かけはし」(P15) <NPO 法人 CLEAR>法人後見事業 (P23)

家賃債務保証会社を利用することで、家主様のリスクを軽減する対応を行いました。

⇒詳しくはく日本賃貸住宅管理協会>住宅管理の情報提供 (P18)

<ポイント>

家賃滞納は入居者の「SOS サイン」です。早め(1か月目)に声かけをしましょう。

<参考>成年後見制度(P15)

いろいろな手続きや契約、財産管理などが困難となった場合、本人に代わって権利や財産を護る制度です。制度の種類として、法定後見制度と任意後見制度の二種類があります。

また、判断能力が低下し、日常の暮らしの中で不安を抱えている方に対して、福祉サービス利用 援助事業「かけはし」という制度があります。

事例②:連帯保証人がいないため、家賃債務保証の利用を希望される入居者がおられます。

困りごと:入居者が家賃債務保証を利用したいと考えているものの、頼れる連帯保証人がいないため、 契約が難しいと感じています。

対応策:入居者が保証会社に保証料を支払うことで、家賃の滞納があった場合には、保証会社が一定期間、家主様へ家賃を立て替えて支払う仕組みを利用することができます。

保証会社の商品によっては、連帯保証人が不要なものもあり、滞納家賃だけでなく、退去後の残置物の処理費用や原状回復費用まで保証される場合もあります。

不動産会社に相談することで、入居者の状況に応じた適切な保証会社や商品を紹介してもらうことができます。

⇒詳しくはく日本賃貸住宅管理協会>住宅管理の情報提供(P18)

〈参考〉高齢者住宅財団 家賃債務保証制度

一般財団法人 高齢者住宅財団が実施している家賃債務保証制度は、連帯保証人がいなくても利用可能です。

この制度を利用するには、財団と基本約定を締結している賃貸住宅であることが条件です。また、緊急連絡先の指定が必要ですが、親族以外でも一定の条件を満たせば登録可能です。

<参考>NPO 法人 CLEAR「ALL ライフサポート事業」身元保証事業

⇒詳しくは<NPO 法人 CLEAR>身元保証事業(P22)

NPO 法人 CLEAR では、「ALL ライフサポート事業」として、身元保証人がいない方でも、安心して住まいや医療・福祉に関するサービスを利用できるよう、経済的に困難な状況にある方でも利用しやすい低料金で支援する仕組みを提供しています。

具体的には、入居者に代わって CLEAR が身元保証人となり、賃貸住宅への入居契約や退去手続き、 施設入退所時の契約などをサポートします。

<参考>居住サポート事業 ⇒詳しくは<はあとふる>居住サポート事業(P11)

東広島市子育で・障がい総合支援センターはあとふるでは、賃貸借契約による一般住宅への入居を希望しながらも、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障がい・精神障がいのある方に対し、入居に必要な調整等を行います。



(2) 入居者の日頃と違う様子が心配

事例①: これまできちんとごみ出しをされていた高齢の入居者が、ごみ出しの 曜日を間違えたり、ごみを出さなくなったりするようになりました。

困りごと: 高齢の入居者が、ごみ出しの曜日を守れなくなってきており、生活に 支障が出始めています。

対応策:認知症や体調不良の可能性も考慮し、地域包括支援センターへ相談を行いました。

⇒詳しくは<地域包括支援センター> (P14)

必要に応じて、見守り支援や金銭管理サービスの利用についても検討しています。

⇒詳しくは<地域包括ケア推進課/障がい福祉課>緊急通報システム(P12)

<ホームネット㈱>見まもっ TEL プラス(P19)

<㈱R65>あんしん見守りパック(P20)

<特定非営利活動法人反貧困ネットワーク広島>見守り訪問や電話安否伺い等(P20)

<社会福祉法人三誓会> 入居中の見守り活動(P21)

<㈱キャピタルインキュベータ> 入居中の見守り(P22)

<NPO 法人 CLEAR>生活支援事業(P23)

⇒詳しくは<障がい福祉課/社会福祉協議会 権利擁護センター>成年後見制度 (P15)

<社会福祉協議会 権利擁護センター>福祉サービス 利用援助事業「かけはし」(P15)

<NPO 法人 CLEAR>法人後見事業(P23)

また、ごみ出しを自力で行うことが困難な高齢者の方には、市の廃棄物対策課が実施している 「ふれあい収集」の活用も有効です。

⇒詳しくは <廃棄物対策課> ふれあい収集 (P17)

事例②:夜間に入居者の部屋から大声や物音が聞こえるようになり、近隣住民から苦情が寄せられる ようになりました。

困りごと:入居者の生活音が夜間に大きくなり、大声や物音が続くことで、周囲の住民が不安や不快感を 抱いています。

対応策:精神的な不調や孤立の可能性も考慮し、行政や支援機関へ相談を行いました。

必要に応じて、福祉的な支援や医療機関との連携を図ることで、入居者の生活状況の改善と、 近隣住民とのトラブル防止に努めます。

⇒詳しくは<地域共生推進課>HOT けんステーション(福祉の総合相談窓口) (P9)

<日本賃貸住宅管理協会>賃貸物件・居住支援に関する相談 (P18)

事例③: これまで清潔にされていた高齢の入居者が、急に服装が乱れたり、洗濯をしていない様子 が見られるようになりました。

困りごと:身なりの乱れが目立つようになり、生活に何らかの支障が出ている可能性が 考えられます。

対応策:生活困窮や精神的な不調の可能性もあるため、地域包括支援センターへ相談 を行いました。

> 必要に応じて、介護保険サービスや障害福祉サービスの利用についても検討 しています。

⇒詳しくは<地域包括支援センター> (P14)



<ポイント>

入居者の様子がいつもと違うなど、心配な場合には、親族や関係者など(いわゆる緊急連絡先)に 連絡して対応をお願いし、早めに行政や支援機関などへの相談を勧めてください。

高齢者の方で介護保険サービスを利用している場合は、担当のケアマネジャーがいます。また、障がいのある方で、障害福祉サービスなどを利用している場合には、相談支援事業所などの担当職員がいます。

こうした支援機関は、入居者の健康状態や生活状況を定期的に把握している場合がありますので、 事前に、こちらの関係者の連絡先等を把握しておくことが有効です。

〈参考〉地域包括支援センター ⇒詳しくは〈地域包括支援センター〉(P14)

地域包括支援センターは、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士などの専門職員が高齢者に 関する様々な相談に応じ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、保健・福祉・医療・ 介護等のさまざまな関係機関や、地域住民の方々と連携しながら、総合的に高齢者の生活支援を行 う相談窓口です。

<参考> 東広島市子育て・障がい総合支援センター(はあとふる)「障がい相談支援」

⇒詳しくはくはあとふる>居住サポート事業(P11)

はあとふるは、障がいのある方やそのご家族・関係者からの相談に対し、3 つの体制で支援を行っています。

「基幹相談支援センター」では、障がいの特性に応じた相談支援や地域の支援体制の調整を行います。「自立支援協議会」では、地域で安心して暮らせるよう関係者が協力して課題解決に取り組んでいます。また、「虐待防止センター」では、虐待に関する相談対応や啓発活動を通じて、障がいのある方の権利擁護を進めています。

住所:東広島市西条西本町28-6 サンスクエア東広島1階

電話:082-493-6073 ・ファックス:082-424-3841

受付:月曜日~土曜日 8時30分~17時15分 ※祝日・年末年始を除く

(3) 住宅のバリアフリー改修が必要

事例①:高齢の入居者の足腰が弱くなり、玄関や浴室の段差でつまずくことが増えてきました。

困りごと:加齢により足腰が弱くなったことで、段差での転倒の危険が高まり、住まいの安全性に不安 を感じています。

対応策:手すりの設置や段差の解消など、バリアフリー改修を検討しています。

【要介護(要支援)認定を受けている場合】工事の前にケアマネジャーに相談します。

また、家主と相談し、改修工事の許可や協力を得るようにします。

介護保険制度を活用することで、費用の負担を軽減することができます。

(申請はケアマネジャーが行います)

⇒詳しくは<介護保険課>介護保険の住宅改修費の支給(P12)

事例②:障がいのある入居者が車いすを使用しており、室内の移動が難しく なっています。

困りごと: 廊下が狭く、トイレや浴室の出入りがしづらいため、生活の質が下がっています。

対応策:間口の拡張やスロープの設置など、住宅の一部改修を検討しています。

障がい者向けの住宅改修助成制度を活用することで、費用の負担を軽くすることができます。

(申請は入居者が行います)。

⇒詳しくは<障がい福祉課>日常生活用具の給付(P13)

<参考>大家さんに対する補助制度・融資制度

○ 国の改修費補助の利用

国は、セーフティネット専用住宅として登録された賃貸住宅に対して、バリアフリー化や耐震 化などの改修費用の一部を補助する制度を設けています。

○ セーフティネット住宅への改修資金の融資

住宅金融支援機構(JHF)では、セーフティネット住宅として活用するためのリフォーム工事に対する融資制度を設けています。

<ポイント>

今後、単身高齢者の方が増加することが予想される中で、バリアフリー化された住宅のニーズはますます高まっています。しかし、受け入れには、必ずしも住宅全体をバリアフリーにする必要はなく、 入居者の状況に合わせた部分的な改修(例:手すりの設置、段差の解消など)が効果的です。

入居者本人の状況により、介護保険などの制度を活用した住宅改修費の助成制度を利用できる場合があります。入居者から住宅のバリアフリー改修について相談があった際には、工事の同意や許可について、ぜひ前向きにご検討ください。

(4) 入居者と連絡がとりたい

事例①:電話やメールに反応がなく、数日間入居者と連絡が取れない状況が続いています。

困りごと:家賃の支払いや契約更新の連絡をしても返答がなく、安否が心配され

ています。

対応策:まずは緊急連絡先に連絡して状況を確認します。

あわせて、郵便受けや玄関の様子を確認し、異常がないか見守ります。

必要に応じて、警察などの関係機関と連携して対応します。



<参考> 入居者の死亡事故に備えた保険の活用

入居者死亡保険には大きく分けて2種類あり、家主が加入するものと、入居者が加入するものがあります。入居者の状況や必要な補償内容に応じて、入居者の死亡による家賃の損失や居室の原状回復費用など、金銭的損失を補償する保険や、家財整理を行う民間サービスなどの活用を検討してみましょう

<ポイント>

まずは、親族や関係者など緊急連絡先に連絡しましょう。

状況が確認できない場合や、安否確認など早急な対応が必要である場合には、住居侵入等の違法行為となる可能性を避けるため、警察の立会いのもと入室するとよいです。

万が一に備え、親族や緊急連絡先等を事前に把握しておき、早期に発見できる態勢を整えておきましょう。

<参考>入居者の死亡事故に備えた保険の活用

入居者死亡保険には大きく分けて2種類あり、家主が加入するものと、入居者が加入するものがあります。入居者の状況や必要な補償内容に応じて、入居者の死亡による家賃の損失や居室の原状回復費用など、金銭的損失を補償する保険や、家財整理を行う民間サービスなどの活用を検討してみましょう。

<参考> 緊急通報システム・居住支援法人による見守りサービス

⇒詳しくは<地域包括ケア推進課/障がい福祉課>緊急通報システム (P12)

<ホームネット㈱>見まもっ TEL プラス (P19)

<㈱R65>あんしん見守りパック(P20)

<特定非営利活動法人反貧困ネットワーク広島>見守り訪問や電話安否伺い等(P20)

<社会福祉法人三誓会> 入居中の見守り活動(P21)

<㈱キャピタルインキュベータ> 入居中の見守り(P22)

<NPO 法人 CLEAR>生活支援事業(P23)

(5) 外国人の受け入れ

事例① : 契約内容や生活ルールがうまく伝わらず、入居者とのやりとりに不安を感じることがあります。

困りごと:外国籍の入居者が日本語に不慣れなため、契約内容やごみ出しなどの生活ルールが十分に理解されず、トラブルにつながる可能性があります。

対応策:多言語翻訳アプリを使って、契約内容や生活ルールをわかりやすく説明します。 あわせて、外国人の方向けに作成されたガイドブックを活用し、理解を深めてもらいます。 さらに、必要に応じて「外国人市民の相談窓口(コミュニケーションコーナー)」を案内し、

生活全般に関する相談ができるよう支援します。

⇒詳しくは<市民生活課>外国人市民の相談窓口(コミュニケーションコーナー) (P16)

事例②:文化や習慣の違いによって、近隣住民との間に摩擦が生じることがあります。

困りごと:生活時間や音の感覚など、文化の違いから近隣とのトラブルにつながることがあります。

対応策: 入居前に生活ルールや地域の習慣について丁寧に説明し、トラブルを未然に防ぐようにします。

⇒詳しくは<市民生活課>外国人市民のための生活情報(多言語ホームページ) (P16)

〈廃棄物対策課〉外国語版「ごみ収集日程表」「家庭ごみの出し方」(P17)

事例③:保証人が確保できず、契約が難しいケースがあります。

困りごと: 外国籍の入居希望者が日本に親族がいないため、保証人を立てられず契約が進みません。

対応策:家賃債務保証会社の利用を提案し、保証人がいなくても契約できる方法を案内します。

国土交通省が公表している「外国人の言語対応が可能な家賃債務保証業者一覧 | を活用します。

事例④:緊急時の連絡先が不明で、対応に不安があることがあります。

困りごと:外国籍の入居者が緊急連絡先を提示できず、万が一の際に連絡が取れないことがあります。

対応策:支援団体や職場の担当者など、親族以外でも信頼できる人を緊急連絡先として登録してもらうようにします。

<ポイント>

外国人の方は、文化や習慣の違いなどから、日本の生活ルール等を知らない場合もあります。生活 のルールやマナー違反などについては、そもそも日本の常識であるという前提で詳しく説明していな い、もしくは正しく伝わっていないことが原因であることも少なくありません。

<参考>

- 「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」(国土交通省) 日本で賃貸住宅を探す外国人の方の応対方法や留意事項、「入居申込書」「重要事項説明書」「賃 貸住宅標準契約書」「定期賃貸住宅標準契約書」等の見本を掲載しています。
- 「外国人向け部屋探しのガイドブック」(国土交通省) 部屋の探し方、契約の手続き、入居後の注意点など、日本で部屋探しをして生活する上で必要な基礎知識や役立つ情報を掲載しています。

2 住宅確保要配慮者に関する主な相談窓口

<表の見方>

110000	,,,,	
	入居支援	部屋探しや入居契約等の支援
	生活支援	日常生活や見守りなどの支援
区分	経済的支援	補助金、助成金、貸付け等経済的な支援
/3	退去支援	退去時の支援
	その他支援	その他の支援
	入居前	入居前や賃貸契約時に申請または利用できるもの
	入居中	入居中に申請または利用できるもの
いつ	退去時	退去時に利用できるもの
	いつでも	いつでも申請または利用できるもの
	その他	申請や利用時期に特に要件があるものなど
	全	すべての住宅確保要配慮者
	高	高齢者
	障	障がい者
11	子	子ども若者、子どもを養育している世帯
対 象 者	ひ	ひとり親世帯 (児童扶養手当を受給している世帯)
首	低	所得の低い世帯
	外	外国人
	家主	賃貸物件オーナー(大家さん)
	管理会社	不動産店、不動産事業者等

福祉関連

×	いつ			文	才象者	彗			支援	内容	問合せ先	HP
区分	012	全	高	障	子	ひ	低	外	又报	PA	同日せ元	ПР
その他支援	いつでも	•							HOT けん ステーション (福祉の総合相談 窓口)	どこへ相談したらよいか わからない内容の相談を 受け付ける総合窓口です。	地域共生推進課 082-493-5621 <市役所本館2階>	
入居支援	いつでも	•							住み替えの相談	不動産会社への問い合わせや同行など、転居先の検討を一緒に行います。	生活支援センター 082-420-0410 <市役所本館2階>	

区 分 いつ			文	才象者				+	dφ	明人共生	LID	
分	ניו	全	高	障	子	ひ	低	外	支援	内容	問合せ先	HP
生活支援	いつでも	•							生活費が不足するなど、生活相談や就労相談	相談員が困りごとについて相談に乗り、支援について検討します。(来所、電話、訪問、メル可)		
援		•							家計相談	相談員が家計のやりくり について相談に応じます。		
その他支援	その他	•							居住支援 (シェルター)事業	住居を失った方に、一時的 に住まいと食事を提供し、 早期の就労を支援します。		
経済的支援	その他	•							住居確保給付金 (家賃) ※収入資産要件 あり 住居確保給付金 (転居費) ※収入資産要件 あり	離職等により収入が減少し、家賃の支払いに困っている方に、再就職に向けた活動を行うことなどを要件として、家賃相当額(上限あり)を補助します。収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用(上限あり)を補助します。	生活支援センター 082-420-0410 <市役所本館 2階>	
経済的支援	その他		•	•			•		生活福祉資金貸付	何らかの事情により収入が少なく、他の方法によっても、生活費や日常生活を送るうえで一時的に必要な資金が確保できない世帯に対し、将来の収入確保までの生活を支援するための費用や、一時的に必要な資金を貸付けることにより、安定した生活が送れるように支援します。	社会福祉協議会 (生活支援センター) 082-420-0410 <市役所本館2階>	

区 分 いつ				文	才象者	当			±155	-1- p-4-1		
公分	いつ	全	高	障	子	ひ	低	外	支援	内容	問合せ先	HP
						いろいろな事情で経済的						
근										に困窮し生活を維持する	生活福祉課	
その他支援	その他						•		生活保護	ことが難しくなった方か	082-420-0405	
支 援										ら生活保護に関する相談	<市役所本館2階>	
										を受け付けています。		
										賃貸借契約による一般住		
										宅への入居を希望しなが		
										らも、保証人がいない等の		
										理由により入居が困難な		
										方に対し、入居に必要な調	東広島市子育て	
									居住サポート事業	整等を行います。	・障がい総合支援	
入居支援	入居前			•					(住宅入居等支援	○不動産業者に対する物	センターはあとふる	
支 援	入居中								事業)	件斡旋の依頼及び家主等	082-493-6073	
									3 3/2)	との入居契約手続の支援	<サンスクエア東広島内>	
										○課題に対する相談支援、		
										関係機関との連絡調整及		
										び必要な援助を受けるた		
										めの調整		
										○入居後の緊急時等支援		
										子どもが心身ともに健や		
						_			子どもや児童虐	かに育つことができるよ		
					•	•			待に関する相談	う家庭環境や児童虐待に		
										関する相談を受け付けています。		
									 妊産婦、子育て世	妊娠、出産、子育て期に関		
					•	•			帯、子どもに対す	するさまざまな相談を受		
									る一体的な相談	け付けています。	こども家庭課	
生活支援	いつでも									ひとり親家庭の様々な心	082-420-0407	
支援										配ごと、生活、仕事、手当、	<市役所本館2階>	
					•	•			ひとり親家庭相談	資金の貸付け等の相談を		
										受け付けています。		
										DV は深刻な人権侵害で		
									配偶者・パートナー	あり、決して許されるもの		
					•	•			からの暴力 (DV)	ではありません。		
									の相談	一人で悩まず、まず相談し		
										てください。		

ΙX	いつ			文	1象	<u> </u>			支援	内容	問合せ先	HP
区分	012	全	高	障	子	ひ	低	外	又扳	內台	同日は元	ПР
										65 歳以上で、緊急性があ		
										り意識消失を伴う疾病を		
										お持ちのひとり暮らし高		
										齢者等に、緊急通報機器	地域包括ケア推進課	
			•	•						(固定型・携帯型) を貸与	082-420-0984	
										します。ボタンを押すと受	<市役所本館2階>	
										信センターにつながり、緊		
生活	入居中								緊急通報システム	急時の通報や健康相談が		
生活支援	八凸中								来忌地報ン人ノム	できます。		
										在宅の重度障がい者等に		
										対して、緊急通報機器(固		
										定型・携帯型)を貸与しま	障がい福祉課	
				•						す。ボタンを押すと受信セ	082-420-0180	
										ンターにつながり、緊急時	<市役所本館1階>	
										の通報や健康相談ができ		
										ます。		
										65 歳以上で火の元の管理		
										が困難な症状を持つひと		
経済									日常生活用具給	り暮らし高齢者や寝たき	地域包括ケア推進課	
経済的支援	入居中		•						付事業	りの在宅高齢者で、市民税	082-420-0984	
援									13321	非課税世帯の方を対象と	<市役所本館2階>	Elitica Calab
										して電磁調理器と自動消		
										火器を給付します。		
										要介護認定・要支援認定を		
										受けている方が住む住宅		
									 介護保険の住宅	において、身体状況や住宅		
経									改修費の支給	状況により必要があると	介護保険課	Giash'G
経済的支援	入居中		•						※要介護認定・要	認められた場合に、手すり	082-420-0937	
支援									 支援認定を受け	の取り付けや段差解消な	<市役所本館2階>	
									ている方が対象	ど生活環境を整えるため		
										の住宅改修を行った場合、		
										費用の一部を住宅改修費		
										として支給します。		

I✓				文	才象者	当			++=	thirty.	88 A L #	ш
区分	いつ	全	高	障	子	ひ	低	外	支援	内容	問合せ先	HP
経済的支援	入居中			•					日常生活用具の 給付	在宅の重度障がいのある 人等に対し、障がいによる 日常生活上の困難を改善 するため、障がいの種類や 程度に応じ用具や住宅改 修費の給付を行います。		
その他支援	いつでも	•							ヘルプカード (広島県版)	障がいのある方などが緊急連絡先や支援内容を記載できる「ヘルプカード」(名刺大・折りたたみ式)を無償で配布しています。自宅で倒れた場合などには、駆け付けた救急隊員がカードの情報を確認し、迅速な救急搬送に役立てることができます。	障がい福祉課 082-420-0180 <市役所本館1階>	
生活支援	入居中		•						認知症高齢者等 見守り支援事業	市内在住の認知症による 徘徊行動等により行方不 明となるおそれのある人 を対象に、3つのサービス を行っています。 ①事前登録事業 ②見守りシール交付事業 ③個人賠償責任保険事業	東広島市基幹型地域 包括支援センター 082-422-1022	
その他支援	いつでも		•						終活情報登録事業	身寄りのない高齢者等が 病気や事故で意思表示が 困難になった場合に備え、 希望する情報を事前に登 録し、緊急時や必要時に市 が本人に代わって請求の あった連絡先や医療機関 等に情報を提供します。	または 地域包括ケア推進課 082-420-0984 <市役所本館2階>	

地域包括支援センター

	<u> </u>		T
		電話番号	所在地
西条北地域包括	ち支援センター	082-431-6745	東広島市西条土与丸六丁目 1-91 (井野口病院内 3 階)
担当地域	朝日町・大坪町・岡町・上市町・下見・寺家・寺家駅前・西条東		和町・西本町・本町・西条・西条東・ 尾・土与丸・吉行・吉行東
西条南地域包括	ち支援センター	082-422-1020	東広島市西条中央六丁目 31-38 セラフィックビル 1 階 (中央図書館バス停前)
担当地域	御薗宇・鏡山・西条中央・馬木 森近・西大沢	・大沢・上三永・	下三永・三永・郷曽・田口・福本・
八本松地域包括	ち支援センター	082-420-9717	東広島市八本松町原 5693-3
担当地域	八本松町		(地域密着型特別養護老人ホームときわ内)
志和地域包括支	を接センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	082-401-4110	 東広島市志和町志和東 810-1
担当地域	志和町		(ケアハウスみずほ敷地内)
高屋地域包括支	え援センター	082-426-5211	東広島市高屋町高屋堀 3486
担当地域	高屋町		(特別養護老人ホーム御薗寮内)
黒瀬地域包括支	え援センター	0823-82-0203	東広島市黒瀬町丸山 1333
担当地域	黒瀬町		(市役所黒瀬支所南庁舎2階)
北部(福富・豊	栄・河内)地域包括支援センター	082-435-2240	東広島市福富町久芳 1545-1 (市役所福富支所内)
豊栄相談ス/	ペース	082-432-2083	(社会福祉協議会 豊栄支所内)
河内相談ス/	ペース	082-420-7011	(社会福祉協議会 河内支所内)
担当地域	福富町、豊栄町、河内町		
安芸津地域包括	ち支援センター	0846-46-1305	 東広島市安芸津町三津 4398
担当地域	安芸津町		(安芸津文化福祉センター2階)

ГX	いつ			文	才象者	当			支援	内容	問合せ先	HP
区分	012	全	高	障	子	ひ	低	外	又饭	內台	旧口は九	ПР
										知的障がい、精神障がいな		
										どによって物事を判断す	障がい福祉課	
				•					成年後見制度	る能力が十分ではない方	082-420-0180	
									利用支援事業	について、権利を守る援助	<市役所本館 1 階>	
										者を選ぶことで、法律的に	יווי ואַרוויאַרווי	
										支援する制度です。		
									成年後見制度に成年後見制度の利用	成年後見制度の利用や申		
生活	いつでも	→	•	•						立てに関するご相談を受		
生活支援	いつでも	け付けています。										
									福祉サービス	判断力が不十分な方の金	社会福祉協議会	
			•	•					利用援助事業	銭管理に関するご相談を	権利擁護センター	
									「かけはし」	受け付けています。	08:2-430-8867	
										障がい等により預貯金の	002-430-0007	
									生活あんしん	出し入れが困難な方への		
									サポート事業	代行に関するご相談を受		
										け付けています。		

公営住宅

X	いつ			文	才象者	皆			支援	内容	問合せ先	HP
区分	015	全	副	障	子	ひ	低	外	又报	יים ניין	凹占せ光	TIF
										市内に居住する住宅に困		
									市営住宅の入居	窮する低所得者の方々を	住宅課	
		•							申込	対象に、年4回(5月・8	082-420-0946	
									中丛	月・11月・2月)、市営住	<市役所本館6階>	回說是學家
入屋	7. 民前									宅の申込受付を行います。		
人居支援	入 居前 之居前									住宅に困窮する低所得者		
									県営住宅の入居	の方々を対象に、年3回	株式会社くれせん	
			申込	(6月・10月・2月)、	082-424-4877							
									中心	県営住宅の申込受付を行	002-424-4077	
										います。		

その他 市への相談窓口

D				文	才象者	当			++	thirties and the second	明人以先	ш
区分	いつ	全	高	障	子	ひ	低	外	支援	内容	問合せ先	HP
生活支援	いつでも							•	外国人市民の相 談窓口 (コミュニケーシ ョンコーナー)	日本での生活について困っていることがあれば、英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語で相談ができます。		
文援								•	外国人市民のた めの生活情報 (多言語ホームペ ージ)	イベント情報をはじめ、最 新の生活情報や各種ガイ ドブックなどの掲載を多 言語で発信しています。	市民生活課082-420-0922	
										法律相談	<市役所北館 1 階>	
その他支援	いつでも	•							市民相談	登記・法律相談		
										消費生活センター 相談窓口		
									人権相談	人権に関する相談窓口の お知らせ		
その									パートナーシップ 宣誓制度	パートナーシップ宣誓制 度に関する相談窓口	人権男女共同参画課	
その他支援	いつでも	•							14 - 6 1V 14 - 88 1 - 18 4V	082-420-0927 <市役所本館1階>		
									犯罪被害者支援に関する相談	犯罪の被害に遭われた方 やそのご家族の方の相談 窓口		

ГX	いつ			文	才象者	当			支援	内容	問合せ先	HP
区分	012	全	高	障	子	ひ	低	外	又按	內台	同日は元	ПР
		•								ごみブック (ごみの捨て方を案内す る冊子です)		
								•	家庭から出るご みの分別・出し方	【外国語版】 家庭ごみの出し方		
生活	入居中	•								【日本語版・外国語版】 家庭ごみ収集日程表	廃棄物対策課 082-420-0926	
生活支援	T 人		•	•					ふれあい収集	ごみ出しを自力で行うことが困難なお一人暮らし等の高齢者や障がいのある方(一定の要件あり)を対象に週に1回、家庭ごみ(粗大ごみ、引っ越しごみは除く)の戸別回収を実施します。希望に応じて、安否確認も行います。	<市役所本館 1 階>	

X	いつ			文	才象者	皆			支援	内容	問合せ先	HP
区分		全	峘	障	子	ひ	低	外	又及	L 1.C	向日と元	111
										住民自治協議会を通して、		
										地域の自治会を案内しま	地域づくり推進課	
そのは	入居中	•							自治会加入案内	す。近所に声をかけできる、	082-420-0924	
他支援	八冶十								日加去加入来的	相談できる人がいることで	<市役所北館1階>	
接										安心できる暮らしにつなが		
										ります。		

不動産関係団体

<広島県宅地建物取引業協会>

×	いつ				攻	象	首				支援	内容	問合せ先	HP
区分	012	全	高	障	子	ひ	低	外	家	管	义顶	內台	同日せ先	ПР
												不動産についての疑問	本部	
入屋	入居前										無料相談	や、不動産取引に関する	082-243-0011	
人居支援	八店則	•									(電話相談)	相談に応じています。	安芸・賀茂支部	
												相談は無料です。	082-822-7096	

<日本賃貸住宅管理協会>

	口个貝貝1	T- U	5	土加	ムノ									
区分	いつ					象					支援	内容	問合せ先	HP
∕℩℩		全	高	障	子	\mathcal{O}	低	外	家	管				
入居支援	入居前	•									賃貸物件の 斡旋 ※相談は無 料です。	店舗にて賃貸物件を探 索・内見・契約手続きを お手伝いします。		
	いつでも								•		入居者の斡 旋、賃貸物 件の管理 ※事前確認 が必要で す。	ご所有の賃貸物件について、入居者募集や管理の委託に関するご相談を受け付けています。相談は原則無料ですが、有償となる場合がありますので事前確認をお願いします。	会員の店舗 (右の HP より会 員会社を検索く ださい。)	
その他支援										•	住宅管理の 情報提供 ※会員向け サービスで す。	居住支援を含む管理に関する最新情報の提供、研修会の開催、実務書式の提供、法律・実務相談などのサービスについて、有償で協会にご入会いただくことでご利用いただけます。	本部事務局 (右のリンク)	
		•							•	•	賃貸物件・ 居住支援に 関する相談 ※相談は無 料です。	メールにて、賃貸物件や 居住支援に関してのト ラブル・法律などの相談 を受け付けています。	本部事務局 (右のリンク)	

居住支援法人・団体

IX	いつ				文	才象	者				支援	内容	問合せ先	HP
区分		全	高	障	子	ひ	低	外	家	管	义顶	內台	同日せ先	ПР
入居支援	入居中退去時		•								見まもっ TEL プラス ※有料サー ビスです。	自動音声電話による週 2回の安否確認と死亡 時の遺品整理・原状回復 費用を補償します。 初回登録料:11,000円(税込)	ホームネット㈱ 0 3- 6630-8038	
退去支援	退去時	•							•	•	家財整理 サービス ※見積りは 無料です。	月額利用料:1,650円(税込) 転居時・施設入所時の家 財整理、遺品整理、特殊 清掃の実施を手配しま す。	ホームネット(株) 03-6630-8037	

Ī ▼	いつ				攻	象	者				支援	内容	問合せ先	HP
区分	012	全	高	障	子	Ŋ	低	外	家	管	又饭	的台	向日せ元	ПР
入居支援	入居前		•						•	•	物名す相無すが持載対談名談がはでながはでながはででかはででかなでででかなでででかなででででかななでででかななででででかなな<	自社だけでなく、全国30 社の提携事業者から、高齢 者が賃貸入居可能な物件 情報の集積を図り、自社ポータルサイトに掲載。広島 県内での物件情報の集積を進めています。 高齢者本人や関係者(親族や行政組織等)からの物件や居住に関する問合せや相談への対応を行います。 高齢者が希望する物件が見つかったら、パートナー事業者による内見対応を行います。	㈱R65 050-3702-2103	□ 法 回 型 2 (2) (2) (2) □ (2) (2)

Ī ▼	いつ				文	象	耆				支援	内容	問合せ先	HP
区分	012	全	高	障	子	ひ	低	外	家	管	又饭	內台	同日せ先	ПР
												必要に応じて、保証会社や		
												不動産会社等の対応サポ		
7											業務	ートや契約書作成、申込書		
入居支援	入居前		•						•	•	素が サポート	の記入補助等を行います。		
援											ジルード	当該事業者間での契約を		
												基づき業務をサポートし		
												ます。	(株)R65	
											あんしん	高齢者への生活支援とし	050-3702-2103	
											見守りパ	て、電気の使用状況による		
生											ック	見守りサービス(電気の使		
生活支援	入居中		•						•	•	※月額利	用量の増減によって AI が		
揺											用料等が	異常を察知し管理会社等		
											発生しま	に通知を行うことで、見守		
											す。	りできる)を提供します。		

IX	いつ				文	才象者					支援内容	問合せ先	HP
区分	012	全	峘	障	子	か	低	外	家	管	又版門台	向日せ九	H
入居支援	入居前	•									不動産業者の紹介、不動産屋へ同行、契約手続きの支援・立会、引越手伝い		
生活支援	入居中	•									定期的または臨時の見守り訪問や電話 安否伺い、食事会などのお便り発送、 生活相談、カウンセリング、緊急時の 駆け付け対応、食料が切れた際の生活 支援や生活指導	NPO 法人反貧困 ネットワーク広島 082-545-7705	■ % ■
経済的支援	いつでも		•	•	•	•	•				携帯を持たない者の「誰でもスマホ」 の購入支援	※居住支援に関するご相談・支援は、費用はかかりません。	
その他支援	いつでも		•	•	•	•	•				生活課とのパイプ役、病院・自助グループ・障害者基幹相談支援事業所・作業所・地域包括支援センター・くらしサポートセンター・弁護士へのつなぎ	3.2700	

ГX	いつ				求	象	者				支援	内容	問合せ先	HP
区分	012	全	高	障	子	ひ	低	外	家	管	又1反	20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	同日は元	ПР
入居支援	入居前		•		•	•	•				入居促進に 関する情報 提供・相談、 不動産店へ の同行・コー ディネート	不動産業者の物件情報の紹介、同行。物件内覧の同行契約時の 手続き支援、立会等を 行います。	(社福) 三誓会 0848-38-2227	
生活支援	入居中		•		•	•	•				入居中の見 守り活動	月最低1回の電話に よる定期連絡・訪問を 行います。	※居住支援に関するご相談・支援	
その他支援	いつでも		•		•	•	•				社協・包括へ の訪問等に よる周知活 動	母子支援施設へ訪問、 不動産業者との連携 や HP による広報で家 主・オーナーにセーフ ティ住宅の登録を推 進します。	は、費用はかかり ません。	

区	いつ				文	才象者	彗				支援内容	問合せ先	HP
分		全	高	障	子	Ŋ	低	外	家	管		同日で元	H
7											賃貸物件の紹介、契約	㈱良和ハウス	11391
居支	入居前	•									※相談は無料です。	国際チーム	
文援											次1日成16 無 行 C 9 。	082-553-9391	国際では

x	いつ				文	才象有	皆				支援	内容	問合せ先	HP
区分	012	全	高	障	子	ひ	低	外	家	管	又扳	四台	同日は元	ПР
入居支援	いつでも	•									所有する各種賃 貸住宅への入 居・その他 賃貸 住宅の紹介入居 支援	住宅を必要とする 全ての方を対象に 適切な住まいを提 供、紹介します。	(株)キャピタル インキュベータ	
生活支援	入居中	•									生活支援物資の提供・見守り	入居後の生活支援 (物資の供給等)を 行います。 定期的な訪問、連絡 を行い、生活状況等 確認や把握を行い ます。		
110			•	•		•	•	•			仕事の紹介	住まい確保後、希望 者に対し、関連会 社、その他就業先の 紹介や相談等を行 います。	は家賃が発生します。	

x	いつ				文	才象有	耆				支援	内容	問合せ先	HP
区分		全	高	障	子	ひ	低	外	家	管	又饭	的合	向日せ元	ПР
												家主や管理会社と		
											居住支援事業	事前に協議し、住宅		
											※相談は無料で	確保要配慮者の入		
											す。	居許可がある物件		
											9 0	を提供します。		
												(サブリース方式)		
入层	入居前											身元保証事業を含	NPO法人CLEAR	
入居支援	7(/BB)											む「ALL ライフサポ	090-1955-2253	
											身元保証事業	ート事業」の提供に		
											※有料サービス	より、入居者の希望		
											です。	を可能な限り実現		
											C 9 °	する物件を探し、家		
												主や管理会社と交		
												渉して提供します。		

□					文	象	<u></u>				+	中卒	明人共生	Ш
区分	いつ	全	高	障	子	ひ	低	外	家	管	支援	内容	問合せ先	HP
												見守り、金銭管理、		
												買物代行、外出・受		
											化工士运声器	診同行、生活相談、		
		_									生活支援事業	公的支援の調整、医		
		•									※有料サービス	療福祉サービスの		
											です。	調整、健康配食、自		
生												費リハビリ等の支		
生活支援	入居中											援を行います。		
援												入居者に認知症や		
												障がいがあっても、		
											法人後見事業	権利を擁護し自宅		
		•									※有料サービス	での生活が継続で		
											です。	きるよう、申立てか		
												ら受任までを一体		
												的に支援します。		
												退去時に必要な残	NPO法人CLEAR	
退											居住支援事業	置物撤去や退居立	090-1955-2253	
退去支援	退居時	•									※相談は無料で	会等の退居手続き	090-1933-2233	IN SAME
接											す。	全般を支援します。		
												入居契約期間中に		
											死後事務受任事業	亡くなった入居者		
<mark>退去 支援</mark>	退居時	•									※有料サービス	の、葬儀や納骨、退		
支 援	医/日的										です。	居手続き、相続手続		
											C 9 °	き、必要な費用支払		
												い等を支援します。		
												アパート入居から		
												施設入所まで幅広		
そ											総合相談事業	い居住の課題につ		
その他支援	いつでも	•									※相談は無料で	いて、入居希望者の		
文 援 —											す。	権利を擁護するた		
												めの総合相談を受		
												け付けます。		

3 東広島市居住支援協議会について

低所得者、高齢者、障がいのある方、外国人など、住まいの確保が難しい方々(住宅確保要配慮者)と賃貸人の双方に対する支援を強化することで、住宅確保要配慮者と賃貸人の双方にとってWIN-WINな関係を創り出すため、令和7年5月に「東広島市居住支援協議会」を設立しました。本協議会では、不動産関係団体、福祉関係機関、地域団体、行政などが連携し、支援体制の整備や情報共有を進めています。

東広島市居住支援協議会 会員一覧									
不利克思 罗丛	公益社団法人広島県宅地建物取引業協会								
不 動 産 関 係 団 体 	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 広島県支部								
	ホームネット株式会社								
	株式会社 R 6 5								
居住支援法人	特定非営利活動法人反貧困ネットワーク広島								
	社会福祉法人三誓会								
	株式会社良和ハウス								
5 1 BB /5 GB /4	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会								
福祉関係団体	社会福祉法人しらとり会								
	株式会社キャピタルインキュベータ								
居住支援関係団体	特定非営利活動法人CLEAR								
	株式会社くれせん東広島営業所								
	生活環境部市民生活課								
	生活環境部人権男女共同参画課								
	健康福祉部地域共生推進課								
東広島市	健康福祉部生活福祉課								
来 仏 島 巾 	健康福祉部障がい福祉課								
	健康福祉部地域包括ケア推進課								
	こども未来部こども家庭課								
	建設部住宅課								

【作 成】 東広島市居住支援協議会

【事務局】 東広島市建設部住宅課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL: 082-420-0946 FAX: 082-422-5010

〈参考〉 相談窓口等 索引

〈参考〉 相談		- 1 1 3	<i>></i> \		才象					支援	BBALLA	掲載
区分	全	高	障	子	ひ	低	外	家	管		問合せ先	Λ° -ジ
相談	•									HOT けんステーション (福祉の総合相談窓口)	地域共生推進課	9
相談	•									住み替えの相談	生活支援センター	9
相談	•									生活費が不足するなど、生活相 談や就労相談	生活支援センター	10
相談	•									家計相談	生活支援センター	10
相談						•				生活保護	生活福祉課	11
相談				•	•					子どもや児童虐待、妊産婦、子 育て世帯、子ども、ひとり親家 庭、配偶者・パートナーからの 暴力 (DV)についての相談	こども家庭課	11
相談		•	•							成年後見制度に関する相談	社会福祉協議会 権利擁護センター	15
相談							•			外国人市民の相談窓口 (コミュニケーションコーナー)	市民生活課	16
相談	•									市民相談 (登記・法律・消費生活)	市民生活課	16
相談	•									人権、性の多様性、パートナーシップ 宣誓制度、犯罪被害者支援につ いての相談	人権男女共同参画課	16
相談	•									自治会加入案内	地域づくり推進課	17
相談	•									無料相談(電話相談)	広島県宅地建物取引業協会	18
相談	•							•	•	賃貸物件・居住支援に関する相談	日本賃貸住宅管理協会	18
相談		•						•	•	相談対応	(株)R 6 5	19
相談	•									総合相談事業	NPO 法人 CLEAR	23
給付	•									住居確保給付金 (家賃) (転居費)	生活支援センター	10
給付		•								日常生活用具給付事業	地域包括ケア推進課	12
給付		•								介護保険の住宅改修費の支給	介護保険課	12
給付			•							日常生活用具の給付	障がい福祉課	13
貸付		•	•			•				生活福祉資金貸付	生活支援センター	10

区分				文	才象 7	当				支援	問合せ先	掲載
区分	全	高	障	子	ひ	低	外	家	管	义扳	同日で元	^° ->``
住まいの提供	•									居住支援(シェルター)事業	生活支援センター	10
公営住宅	•									市営住宅の入居申込	住宅課	15
公営住宅	•									県営住宅の入居申込	㈱くれせん	15
住まい探し			•							居住サポート事業 (住宅入居等支援事業)	東広島市子育て・障がい 総合支援センター はあとふる	11
住まい探し	•									賃貸物件の斡旋	日本賃貸住宅管理協会	18
住まい探し		•						•	•	物件紹介	(株)R 6 5	19
住まい探し	•									不動産屋へ同行 等	NPO 法人反貧困ネットワーク広島	20
住まい探し		•		•	•	•				入居促進に関する情報提供 等	(社福) 三誓会	21
住まい探し	•									賃貸物件の紹介、契約	㈱良和ハウス	21
住まい探し	•									住まいの提供、紹介	(株)キャヒ°タルインキュヘ゛ータ	22
住まい探し	•									居住支援事業	NPO 法人 CLEAR	22
緊急通報システム		•	•							緊急通報システム	地域包括ケア推進課	12
緊急通報システム			•							緊急通報システム	障がい福祉課	12
見守りサービス		•								見まもっ TEL プラス	ホームネット(株)	19
見守りサービス		•						•	•	あんしん見守りパック	(株)R 6 5	20
見守り支援	•									見守り訪問や電話安否伺い 等	NPO 法人反貧困ネットワーク広島	20
見守り支援		•		•	•	•				入居中の見守り活動	(社福) 三誓会	21
見守り支援	•									生活支援物資の提供・見守り	(株)キャヒ°タルインキュヘ゛ータ	22
生活支援	•									生活支援事業	NPO 法人 CLEAR	23
ごみ収集		•	•							ふれあい収集	廃棄物対策課	17
成年後見			•							成年後見制度 利用支援事業	障がい福祉課	15
法人後見事業	•									法人後見事業	NPO 法人 CLEAR	23
金銭管理		•	•							福祉サービス 利用援助事業 「かけはし」	社会福祉協議会 権利擁護センター	15
預貯金の出し 入れの代行		•	•							生活あんしん サポート事業	社会福祉協議会権利擁護センター	15
身元保証	•									身元保証事業	NPO 法人 CLEAR	22

区分				攻	象	当				支援	問合せ先	掲載	
运 力	全	高	障	子	ひ	低	外	家	管	又扳		۸° ->``	
つなぎ支援		•	•	•	•	•				支援機関とのつなぎ	NPO 法人反貧困ネットワーク広島	20	
購入支援		•	•	•	•	•				「誰でもスマホ」の購入支援	NPO 法人反貧困ネットワーク広島	20	
仕事の紹介		•	•		•	•	•			就業先の紹介や相談 等	(株)キャヒ° タルインキュヘ゛ータ	22	
家財整理	•							•	•	家財整理サービス	ホームネット㈱	19	
退去手続き	•									居住支援事業	NPO 法人 CLEAR	23	
死後事務受任	•									死後事務受任事業	NPO 法人 CLEAR	23	
登録等											認知症高齢者等見守り支援事業	東広島市基幹型地域	13
五水台										認知班局脚白寺兄寸リ又抜事来 	包括支援センター	13	
登録		•								終活情報登録事業	東広島市基幹型地域	13	
22 w											小八九日代立外子来	包括支援センター	13
情報提供							•			外国人市民のための生活情報 (多言語ホームページ)	市民生活課	16	
情報提供	•									家庭から出るごみの分別・出し方	廃棄物対策課	17	
情報提供									•	住宅管理の情報提供	日本賃貸住宅管理協会	18	
情報提供		•		•	•	•				社協・包括への訪問等による周 知活動	(社福) 三誓会	21	
配布	•									ヘルプカード(広島県版)	障がい福祉課	13	
家主向け								•		入居者の斡旋、賃貸物件の管理	日本賃貸住宅管理協会	18	
物件掲載		•						•	•	物件掲載	(株)R65	19	
業務サポート		•						•	•	不動産会社等の対応サポート、契 約書作成、申込書の記入補助等	(株)R65	20	